

令和8（2026）年度 陶鎔小学校の生活指導の方針・体制 及び体罰防止に向けた取り組みについて

1 生活指導方針

陶鎔小学校における生活指導は、児童一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。

（1）自己存在感の感受

- ①あらゆる集団の中で、「自分も一人の人間として大切にされている」という自己存在感を感じさせる。
- ②ありのままの自分を肯定的に捉える自己肯定感や、他者のために役立った、認められたという自己有用感を育む。

（2）共感的な人間関係の育成

- ①児童同士の選択できない出会いから始まる生活集団において、認め合い・励まし合い・支え合う支持的で創造的な風土を創りあげる。
- ②自他の個性を尊重し、相手の立場に立って考え、行動できる相互扶助的で共感的な人間関係を創りあげる。

（3）自己決定の場の提供

- ①自ら考え、選択し、決定し、表現する過程を重視し、「主体的・対話的で深い学び」を実現させ、自己決定の場を広げていく。
- ②児童の発達段階や実態に応じて、自己決定の場における「足場がけ」「足場はずし」等の支援を意図的・計画的に行う。

（4）安全・安心な風土の醸成

- ①他者の人格や人権をおとしめる言動、いじめ、暴力を決して許さない。
- ②お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活を送ることができるよう、教職員の組織的・計画的な支援の下で、児童が自らつくりあげるようにする。

本校の児童は、自身にある様々な課題と向き合いながら、懸命に学校生活を送っている。元気にあいきつができ、学習や委員会、クラブ活動にも前向きに取り組んでいる。これからも、誰でも安全で楽しい学校であるために、学校経営の柱である『児童にとって居場所や学ぶ喜びがあり、希望をつなぎ、可能性を広げる学校』に沿って、今年度の生活指導基本方針を次のように定める。

①学ぶことの充実感・達成感を味わい、自他のよさ・成長を互い認め合う学校

②保護者・地域、檜原中学校グループと連携し、基本的な学習・生活規律を身に付けさせる学校

こうした取り組みの基盤となるのは家庭である。家庭は、子どもが安心して過ごせる居場所であり、社会のマナーや基本的な生活習慣、学習習慣を身に付けさせる場所でもある。家庭において「みんなで目指そう！陶鎔スタイル 生活編（保護者用）」や「TOYO ACTION5+1」に沿った協力を呼びかけ、ともに心身の調和のとれた児童の育成を図っていく。

《「TOYO ACTION5+1」》

- 朝、しっかりご飯を食べましたか？
- 今日、一番楽しかったことを家族に話しましたか？
- 今日、自分のいいところを見つけられましたか？
- 今日、家庭学習に取り組みましたか？
- 夜、早く寝ましたか？
- SNS陶鎔小ルールやゲームのルールを守れましたか？

2 教職員の取り組みの基本方針

- (1) 生活指導（児童指導）は、**全教職員が共通理解の下、連携し、組織的・計画的に実践するものである。**生活指導部は、それぞれの指導が共通したスタンスで円滑に行われるようにするために、その連絡調整に当たりものとする。
- (2) 生活指導（児童指導）をスムーズに行うため、全教職員が基本方針や基本姿勢の共通理解と共通実践を行う。
- (3) 生活指導（児童指導）は深い児童理解に基づき、細かい状況や現状を把握している学級担任と学年及び教職員全体での共通理解を図り、連携して指導の方針を立て、**役割分担を明確にして指導する。**
- (4) 学年間の情報交換を密に行い連携を図るため、以下のことを徹底する。

ア：「報告・連絡・相談」の徹底

- ①毎週火曜日に「陶鎔小さいじめ対策委員会」並びに「生活指導夕会」を、さらに月1回「特別支援教育校内委員会」開き、いじめ及び児童の状況や児童指導に関わる情報共有や活動の起案や調整を行う。
- ②指導の内容、状況、事後処理、見通しを明らかにし報告する。
- ③教員・学年ごとに指導が異なることがないように指導の共通性、一貫性をもたせる。
- ④必要に応じて臨時の学校いじめ対策委員会・職員会議・生活指導部会を開き、情報共有や連携をしながら事案の解決を図る。
- ⑤**以上の対応を記録としてデータ化し、情報共有を徹底する。**

イ：基本姿勢

- ①教職員の共通理解と共通実践を図る。
- ②問題行動には毅然とした姿勢で教職員一体となり対応する。
- ③児童との信頼関係を深める。
- ④保護者との信頼関係を深める。
- ⑤地域との連携を深める。

ウ：体罰防止に向けて

- ①児童理解に努め、人格を尊重するとともに、指導者としての言動をわきまえて指導にあたる。
- ②児童の人格を尊重し、体罰や暴言・怒声による指導は絶対に行わない。
- ③児童が安心して生活できる学校環境づくりに努める。
- ④**教職員の受容的・支持的・相互扶助的な人間関係をつくり、問題を特定の教員に抱え込ませないようにする。**

エ：初期対応・初期指導…**指導は複数の教員で行うようにする。**

児童・生徒の小さな変化、小さな行動でも見逃さず、情報収集につとめ、初期対応を速やかに行う。→・未然防止・早期発見・早期対応・早期解決に組織を挙げて尽力する。
・情報（事案）、課題、目標、方法、成果を組織で共有する。

- (5) 主な指導項目…「陶鎔小スタイル」に即して以下の指導を行う。

ア：授業規律を確立するとともに、「分かる」・「できる」を実感できる授業を日々実践する。

イ：「月ごと生活目標」を意識した学級指導・学年指導を行う。

ウ：基本的な生活習慣を確立するための具体的な指導を以下の通り行う。

- ①時間を守らせる指導
- ②身だしなみの指導
- ③TPO（時間、場所、場合）に応じた言葉づかいや礼儀、あいさつの指導
- ④「持ち物」「公共物」を大切にする指導
- ⑤清掃指導・給食指導

以上